

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第27号

#### 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>8,600円</u>を減じた額）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>15,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき<u>25,000円</u></p> <p>イ ぱちんこ屋等に係るもの（アに掲げるものを除く。）アに定める額に、<u>1件につき2,800円</u>（風営適正化法第20条第4項の認定を受けた型式に属する遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、<u>5,600円</u>に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）及び営業所に設置する未認定遊技機の台数を40円（特定未認定遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>9,300円</u>を減じた額）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合に限る。）</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>16,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>イ ぱちんこ屋等に係るもの（アに掲げるものを除く。）アに定める額に、<u>風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円</u>（風営適正化法第20条第4項の認定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から<u>2,700円</u>を減じた額）を加算した額</p>

8,000円を減じた額) に乗じて得た額を加算した額

- ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの
- (ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき14,000円
- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき24,000円
- (2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可 前号に定める額に6,800円を加算した額
- (3)～(9) 略
- (10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあつては2,200円を、2に掲げる遊技機にあつては4,300円を、3に掲げる遊技機にあつては8,000円を減じた額)

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき <u>2,200円</u>
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機(1に掲げるものを除く。)	1台につき <u>4,340円</u>
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 (1) ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規	

- ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの
- (ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき15,000円
- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき27,000円
- (2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可 前号に定める額に7,400円を加算した額
- (3)～(9) 略
- (10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(同時に複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,700円を減じた額)

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき <u>2,700円</u>
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機(1に掲げるものを除く。)	1台につき <u>2,720円</u>
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 (1) ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規	

<p>則で定めるもの （以下「特定装置」という。） が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>（ア） マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）</p> <p>（ア） マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの</p> <p>（2） 回胴式遊技機</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>（3） アレンジボー</p>	<p>1台につき<u>35,000円</u></p> <p>1台につき<u>16,300円</u></p> <p>1台につき<u>29,000円</u></p> <p>1台につき<u>16,300円</u></p> <p>1台につき<u>14,400円</u></p> <p>1台につき<u>59,000円</u></p> <p>1台につき<u>23,000円</u></p>	<p>則で定めるもの （以下「特定装置」という。） が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>（ア） マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）</p> <p>（ア） マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの</p> <p>（2） 回胴式遊技機</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>（3） アレンジボー</p>	<p>1台につき<u>31,700円</u></p> <p>1台につき<u>8,200円</u></p> <p>1台につき<u>24,700円</u></p> <p>1台につき<u>8,200円</u></p> <p>1台につき<u>5,900円</u></p> <p>1台につき<u>59,700円</u></p> <p>1台につき<u>14,700円</u></p>
---	--	---	---

ル遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,000円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,000円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>29,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>12,600円</u>

ル遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>24,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>3,680円</u>

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>3,900円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>6,300円</u>
3 1又は2に掲げる型式以外の型式 (1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装	

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>6,300円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>18,000円</u>
3 1又は2に掲げる型式以外の型式 (1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装	

置を連続して作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,435,000</u> 円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>438,000</u> 円
イ 特定装置が設けられているもの (アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,128,000</u> 円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>438,000</u> 円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>338,000</u> 円
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,621,000</u> 円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>479,000</u> 円
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,148,000</u> 円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>482,000</u> 円
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロ	1 件につき <u>1,147,000</u>

置を連続して作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,530,000</u> 円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>296,000</u> 円
イ 特定装置が設けられているもの (アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,141,000</u> 円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>296,000</u> 円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>174,000</u> 円
(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,816,000</u> 円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>399,000</u> 円
(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,193,000</u> 円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>349,000</u> 円
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロ	1 件につき <u>1,192,000</u>

セッサーを内蔵するもの	円
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>481,000円</u>

セッサーを内蔵するもの	円
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>348,000円</u>

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の遊技機の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から14,300円を減じた額）

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,300円を減じた額）

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>43,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>23,100円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの (（1）に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>23,000円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>21,000円</u>
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>68,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵し	1台につき <u>30,300円</u>

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>32,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>8,100円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの (（1）に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>8,100円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>5,700円</u>
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>62,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵し	1台につき <u>15,300円</u>

ないもの	
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>26,300円</u>
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>26,300円</u>
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,100円</u>

ないもの	
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>3,300円</u>

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,442,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>445,000円</u>
(2) 特定装置が設	

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,524,200円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>290,200円</u>
(2) 特定装置が設	

けられているもの ((1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,135,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>445,000円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1件につき <u>345,000円</u>
2 回胴式遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,628,000円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>486,000円</u>
3 アレンジボール遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,155,000円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>489,000円</u>
4 じゃん球遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,154,000円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>488,000円</u>

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合 1件につき2,400円

イ 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合 1件につき5,200円 (特定未認定

けられているもの ((1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,135,200円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>290,200円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1件につき <u>168,200円</u>
2 回胴式遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,810,200円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>393,200円</u>
3 アレンジボール遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,187,200円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>343,200円</u>
4 じゃん球遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,186,200円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>342,200円</u>

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 1件につき3,400円

イ 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技



<p>遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機の台数を40円(特定未認定遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から8,000円を減じた額)に乗じて得た額を加算した額</p> <p>(15)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>機がある場合 1件につき3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から2,700円を減じた額)を加算した額</p> <p>(15)～(70) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。